

リサイクルプラザ手選別委託仕様書

この仕様書は、双葉地方広域市町村圏組合（以下「組合」という。）南部衛生センターのリサイクルプラザ手選別委託の大綱を示すものであり、この仕様書に基づいて実施するものとする。

第1章 総 則

（業務内容）

第1条 委託する業務は、次の各号のとおりとする。

- （1）ごみ袋の破袋作業
- （2）資源ごみの選別等作業（不適物等の除去作業）
- （3）施設内の清掃作業
- （4）その他組合が指示する業務

（作業場所）

第2条 作業場所は、南部衛生センター内とする。ただし、その他組合が指示する場合はこの限りでない。

（作業実施日）

第3条 作業業務は、次に掲げる日を除き実施するものとする。ただし、その他組合が指示する場合はこの限りでない。

- （1）土曜日、日曜日、日本国の定めた祝祭日
- （2）12月29日から1月3日まで

（作業時間）

第4条 作業時間は、平日は午前9時から正午までと、午後1時から午後4時までとする。ただし、その他組合が指示する場合はこの限りでない。

（従事者）

第5条 作業に従事する者（以下「従事者」という。）は、公共の業務に携わっていることを念頭におき、譲り合いと協調の精神を持って業務を行うことができる者であり、且つ業務の遂行、作業の安全等への配慮に十分対応できる者であること。

2 従事者は、常時7名を配置し、作業従事者届（様式1）により事前に組合に届け出た者であり、原則各従事者とも契約期間中は固定の者とする。

なお、試用期間等により7名以上になる場合はこの限りでない。

また、変更がある場合には、作業従事者変更届（様式2）により事前に届け出ること。

ただし、固定の従事者が休暇を取得する場合、代替りの者が従事する際は、この限りでない。

3 従事者のうち、委託業務に従事させることが不相当と認める者については、従事者の交換を求めることができるものとする。

（責任者の選任及び職務）

第6条 従事者を指揮監督するため、責任者を置きその職務は次のとおりとする。

- （1）受託者の責任者として、契約書、仕様書その他の関係法令等の内容を熟知し従事者の指導監督をすること。
- （2）業務内容を完全に把握し、安全で効率的、かつ経済的な運営を図ること。
- （3）従事者の研修を行い、技術の向上、事故の防止に努め的確な指示をすること。

- (4) 常に状況を的確に把握し、非常時は直ちに組合に報告し適切に対応すること。
- (5) その他総括的な業務を行うこと。

(連絡会議)

第7条 円滑な業務遂行のため、必要に応じ組合と受託者の連絡会議を開催すること。

第2章 作業要領

(作業内容)

第8条 作業は、次の各号を遵守し、安全かつ効率的に実施するものとする。

- (1) 従事者は、常時7人を配置し、円滑な作業を実施すること。
- (2) 従事者は、作業服及び保護具を着用し常に清潔を保持すること。
- (3) 常に住民サービスの向上に努め、懇切丁寧な作業を行うこと。
- (4) 作業後は、作業場周辺の清掃を行い清潔の保持に努めること。
- (5) 作業の著しい遅滞及び業務上支障をきたす問題が生じた場合は、速やかに組合に報告すること。

(事故発生時の対応)

第9条 受託者は、作業中に事故が発生した場合は、次により対応するものとする。

- (1) 作業時の事故等は、その大小にかかわらず、速やかに組合に報告しなければならない。
- (2) 組合は事故発生の報告を受けた場合は、必要に応じて別途経過等の報告を求めることができる。

(禁止行為)

第10条 受託者及びその従事者は、いかなる理由があっても次に掲げる行為を行ってはならないものとする。

- (1) 住民に対して金品等の要求及び收受すること。
- (2) 言語、態度及び服装については、住民に不快の念を与えること。
- (3) 組合の品位を傷つけ又は、信用を失墜させるような行為を行うこと。

第3章 受託者の責務

(報 告)

第11条 受託者は、次に掲げる事項を組合に報告するものとする。

- (1) 作業実績 毎日の作業業務日報(様式3)を提出し、又毎月の作業実績は、作業実績報告書(様式4)により翌月の5日までに報告すること。
- (2) 事 故 第9条第1号の規定により報告する場合は、事故発生報告(様式5)により報告すること。
- (3) 業務管理 受託者は、業務の公益性を配慮し、業務に必要となる体制を確保し、業務に支障を及ぼさないようにしなければならない。
- (4) そ の 他 作業業務の著しい遅滞及び業務上支障をきたす問題が生じた場合、並びに緊急を要する場合は速やかに報告すること。

(労働安全対策)

第12条 受託者は、「清掃事業における安全衛生管理要綱」に基づく労働安全衛生対策を策定し、自らの責任と負担により実行するとともに労働安全衛生法及びその他関係法令を遵守し、労働安全を確保するものとする。

また、作業にあたっては、常に安全第一を心掛け、業務上の事故防止には細心の注意を払い、必要に応じ適切な対策を講じること。

(従業員に対する指導教育)

第13条 受託者は、円滑な業務遂行のため、従業員に対して資質の向上と事故防止の強化等を目的とした次に掲げる指導教育を行わなければならない。

- (1) 契約書の各条項及びこの仕様書の内容を熟知させること。
- (2) 事故防止のため、十分な安全衛生教育を行うこと。
- (3) 組合のごみ分別基準を熟知させること。
- (4) 住民の批判を招く言動を慎むよう従業員に対して周知徹底させること。
- (5) その他、従業員に対し、必要と思われる教育を行うこと。

(関係法令の遵守)

第14条 受託者は、この業務の実施にあたり、次に掲げる法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (2) 労働安全衛生法
- (3) 労働基準法
- (4) 道路交通法
- (5) 双葉地方広域市町村圏組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例
- (6) 清掃事業における安全衛生管理要綱
- (7) その他関係する法令等

(疑義)

第15条 この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈に疑義を生じた場合は、その都度、組合と受託者が協議のうえ解決にあたるものとする。